こんにちは 都税事務所です



社団法人荒川法人会会員のみなさまに、新春のお慶びを申し上げます。

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成 25 年 1 月 1 日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成 25 年 1 月 31 日 (火)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧いただくか、資産が所在する区にあ る都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

// Tax (地方税ポータルシステム)

http://www.eltax.jp/







エルレンジャー

サポートデスク **☎** 0570-081459 (IP 電話・PHS から:☎ 045-759-3931) ※ 午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝·年末年始(12/29~1/3)を除く)

【お問い合わせ先】 荒川都税事務所 固定資産税課 償却資産係 3802-8111

